

令和4年度栃木県社会教育現状調査 調査票記入上の留意点
(市町教育委員会及び市町立小・中・義務教育学校用)

1 共通する留意事項

- (1) 今回送付した調査票に入力する。(過去の調査票を修正して作成した調査票や他のソフトで作成した調査票は使用しない。)
- (2) 調査票は行の挿入・削除やセルの結合など書式の変更を行わない。(票1-1別紙を除く。)
- (3) 各調査票の白色のセルに入力し、余白には何も記入しない。各入力セルには、計算式は入力せず、数値や文字を直接入力する。セルにリストが設定されている場合は選択肢の中から項目を選んで入力する。

1 地域学校協働活動推進員

委嘱の有無 ありの場合→

<委員の内訳>

保護者・元保護者 PTA関係者 自治会役員等の地域代表者 元教員

人 人 人

セルをクリックしてリストが表示される場合は、表示されたリストの中から入力項目を選択する。

- (4) 調査内容が他の部局に関わっている場合も、照会の上、記入する。
- (5) 回答する項目がない場合は **回答欄には何も記入しない。(票9-2を除く。)**ただし、**その場合でも市町番号・市町名・担当者名・連絡先は必ず記入する。**
- (6) 市町 No. は下表を参照して記入する。

1	宇都宮市	15	矢板市
2	上三川町	16	さくら市
3	鹿沼市	17	那須烏山市
4	日光市	18	塩谷町
5	真岡市	19	高根沢町
6	益子町	20	那珂川町
7	茂木町	21	大田原市
8	市貝町	22	那須町
9	芳賀町	23	那須塩原市
10	壬生町	24	佐野市
11	野木町	25	足利市
12	小山市		
13	栃木市		
14	下野市		

- (7) 票1-1の市町番号・市町名・担当者名・連絡先が、票1-2～票8-1に反映される。票1-1と異なる場合は直接記入する。
 - (8) 「ICTを活用した講座」とは、web会議システムや動画配信システム等を活用した講座をいう。(票3-1～票3-2、票6)
- ※ 社会状況等を考慮して、遠隔での講座受講に対応できるよう工夫した講座について記入する。

2 調査票ごとの留意事項

票 1-1 市町教育委員会事務局社会教育主管課職員等調査票

- ① 課名は、栃木県教育委員会事務局生涯学習課の所掌事務に直結した事務を主に行っている主管課名を記入する。
課制をとっていない市町においては、「教育委員会事務局」等と記入する。
メールアドレスは、社会教育主管課の代表アドレスを記入する。
- ② 教育委員会事務局職員として発令されている者のみを記入し、各職とも「専任」、「兼任」等を区分して記入する。
専任：社会教育担当の課の常勤の職員として発令されている者
兼任：社会教育担当の課以外の常勤の職員で兼務発令されている者
- ③ 課制をとっていない市町では、総括の職にある者を兼務の課長として計上する。
- ④ 社会教育主事については、社会教育主事として発令されている者を計上する。行政職員として採用された者が社会教育主事として発令されている場合は、社会教育主事として計上する。
- ⑤ 非常勤職員は、非常勤の職員として発令されている者を記入する。なお、会計年度任用職員は、非常勤職員として計上する。

票 1-3 社会教育委員関係調査票

- ① 「委員定数」は、社会教育法第 18 条に基づき、各市町の条例で定められた人数を記入する。

票 2 公民館関係調査票

- ① 公民館 1 か所につき調査票を 1 枚作成する。
- ② 社会教育法 21 条に規定するものを対象とする。
- ③ 「指定管理の有無」について、公民館運営の一切を外部委託するものについては「有」を、そうでない場合は清掃業務など一部の業務を委託するものも含めて「無」を選択する。

票 3-1 (1) ～ (3) 社会教育学級・講座等の実施状況調査票

- ① 「講座数」とは、教室・学級等の開設数をいう。連続講座など、複数日にわたって開催されるものについては、一つの講座とする。
- ② 「受講者数」とは、講座開設時の受講人数（延べ人数でなく実数）をいう。

票 3-1 (4) 社会教育学級・講座等の実施状況調査票（高齢者教育学級・講座等）

- ① 「講座数」とは、教室・学級等の開設数をいう。連続講座など、複数日にわたって開催されるものについては、一つの講座とする。
- ② 「受講者数」とは、講座開設時の受講人数（延べ人数でなく実数）をいう。
- ③ 「1 高齢者教室の開設」については、複数の事業を実施している場合は、まとめて記入する。
- ④ 「2 高齢者教室の学習内容」については、「1 高齢者教室の開設」の「講座数」に含めた高齢者教室の総時間を割り振る。

票4 青年国内研修・青少年団体指導者研修調査票

- ① 「1 青年国内研修・海外研修及びこれらに相当する事業」については、小・中・義務教育学校の児童生徒を対象とする事業を含む。

票5 青少年団体・地域婦人会調査票

- ① 連合体とは独立した単位青年団の上部組織をいう。(例)「〇〇市青年団連絡協議会」連合体長名と事務局所在地は、令和3年度の内容を記入する。
- ② 「2 青年グループ・サークル」については、各社会教育施設を拠点としながら継続的に活動している勤労青年等のグループ・サークル(文化・芸術・奉仕・地域振興活動等)について記入する。ただし、社会体育に属するものは除く。また、補助金を支給しないものについても記入する。
- ③ 「3 地域子供会・育成会」については、子供会とそれに付随する育成会は、併せて一つの単位団体として計上する。
- ④ 「4 高校生会(ジュニア・リーダーズ・クラブ等のボランティアグループ)」について、休会のクラブは、「クラブ名」を記入し、構成人数の欄に「休会」と記入する。

票6 人権教育実施状況調査票

- ① 「学習内容」及び「研修内容」については、プルダウンリストから選択する。いずれにも分類されないものについては、「その他」を選択する。また、複数の内容を扱った場合は、主な内容を選択する。
- ※ 分類については、栃木県教育委員会発行の「令和4(2022)年度人権教育推進の手引」(P.20、21)にある「様々な人権問題」を参考にしている。
- ② 「参加者数」とは、講座開設時の参加人数(延べ人数でなく実数)をいう。
- ③ 「人権教育関係費予算額」については、社会教育主管課で実施した事業の予算額を記入する。
- ④ 「2 研修会・講演会等実施状況」については、ICTを活用して実施した場合、「ICT活用の有無」の欄のプルダウンリストから○印を選択する。

票7 映像を活用した学習・パソコン講座等実施状況調査票

- ① 「2 パソコン講座等開催状況」の「機器の使用状況」についてはその講座で使用した台数を記入する。借用先は、具体名ではなく小・中・高校、メーカー等と記入する。
- ② 対象とする学級・講座について、他の調査票の対象と重複してもよい。

票8-1 市町立小・中・義務教育学校PTA調査票(市町集計票)

- ① P会員とは、加入済世帯数をいう。
- ② 小・中合同校とは、小学校と中学校が併設されている学校をいう。
- ③ 「5 経費」について
- ア 「(1)会員一人当たりの年間会費」は、市町の平均金額(1円未満四捨五入)を記入する。

イ 「(1)会員一人当たりの年間会費」の合計欄は、小・中（及び小・中合同）の平均額を記入する。

ウ 「(1)会員一人当たりの年間会費」以外は、単位が千円なので注意する。

エ 繰越金を含むので、総収入、総支出の合計は一致する。

オ (2)～(4)については、市町ごとの合計を記入する。

票 8-2 市町立小・中・義務教育学校 P T A 調査票 (学校票)

- ① 1 単位 P T A ごとに 1 枚作成する。
- ② 「5 経 費」について
ア 「(1)会員一人当たりの年間会費」以外は、千円単位（千円未満四捨五入）なので注意する。
イ 繰越金を含むので、総収入、総支出の合計は一致する。
- ③ この票は、市町教育委員会での集計に用いる。市町教育委員会は【票 8-1】の集計表を記入した後、【票 8-2】も一緒に提出する。

票 9-1 市町立小・中・義務教育学校芸術文化公演等調査票 (市町集計票)

- ① 小・中併設校及び本・分校は別葉で記入し、それぞれ集計する。
- ② 各市町が単独又は共催等により、各市町内の複数の公立学校で実施した同じ内容の公演について、各学校の調査票を確認の上、公演種目、主催者の記入が統一されるよう整合性に留意して集計する。
- ③ 「開催学校数」には、公演を開催した学校数を記入する。（1 校で複数回開催しても 1 校と計上する。）
- ④ 「公演数」には、実際の公演回数を記入する。

票 9-2 市町立小・中・義務教育学校芸術文化公演等調査票 (学校票)

- ① 小・中併設校及び本・分校は、それぞれ別葉で調査票を作成する。
- ② 回答欄が不足する場合はシートのコピーを作成して、記入する。
- ③ 該当なしの場合にも、開催回数 0 回として報告する。
- ④ 「1 芸術文化公演等の実施について」
ア 公演内容 音楽・演劇・伝統芸能のうち該当する公演内容を リストから選ぶ。
イ 学年単位の実施や 1 日を午前、午後に分け、低学年、高学年で実施した場合等は別に記入し各 1 回とする。
ウ 校外の施設での公演（主催者は該当するものを選択）を鑑賞した場合も記入する。
エ 複数校で開催した場合（他校・校外の施設を会場にしての鑑賞）も各校別々に記入する。
オ 記入の対象となる公演
(ア) 小・中・義務教育学校（以下「学校」という。）が主催（P T A 主催を含む）事業として学校・校外の施設等で実施した公演
(イ) 県、市町と学校が共催事業として学校・校外の施設等で実施した公演

(ウ) 県、市町の主催事業（県の巡回演劇・伝統芸能公演を含む）として学校・校外の施設等で実施した公演

(エ) 文化芸術による子供育成総合事業など、文化庁事業

⑤ 「2 芸術文化活動の発表の機会について」

ア 学校主催の文化祭（学校祭）は令和3年度に実施した場合記入する。隔年、3年に一度等の実施で、令和3年度実施していない場合は計上しない。

イ 学校主催の文化部発表会は学校全体での実施のほか、校内・校外を会場にした演劇部の公演、吹奏楽部の演奏会、美術部の発表等部単独での実施も各1回として記入する。

例：〇〇学校文化部発表会、〇〇学校吹奏楽部定期演奏会、〇〇学校写真部写真展

ウ 学校主催の学習発表会は、芸術文化に関する学習活動の成果の発表を記入する。学年単位、学校全体での機会をそれぞれ計上する。なお、学年ごとに総合的な学習の時間に「文化・芸術」関係のテーマで学習し、その成果を発表した場合を含む。

例：〇〇学校（交流）学習発表会

エ その他には、学校主催の校内・校外を会場とした芸術文化活動（学校単位の作品展等）や、市町・文化連盟等が主催する芸術祭・文化祭等への参加・展示について記入する。

例：夏休み校内作品展、伸びゆく子どもたちの作品展

〇〇文化連盟総合文化祭の各部門への参加、出演、作品発表

⑥ この票は、市町教育委員会での確認及び集計に用いる。市町教育委員会は【票9-1】の集計表を記入した後、【票9-2】も一緒に関係教育事務所に提出する。